

## 理学療法部署における訪問支援の取り組み

発達医療センター 花北診療所 リハビリテーション部  
理学療法士 松原 章三

### 【はじめに】

姫路市総合福祉通園センター（以下当センター）では、開設当初より「センターが持つ機能の地域への展開」という理念を掲げ、障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援事業を事業が創設された当初より実施しており、福祉施設や教育機関など関連施設への訪問支援を積極的に行っている。本稿では当センター理学療法部署（以下PT部署）で実施している訪問支援の現状を分析し、今後の課題について考える。

### 【当センターの概要】

当センターは1990年（平成2年）に開設され、児童発達支援センターが2施設、就労支援や生活介護等の成人施設が7施設、診療所が1施設、障害児者の相談支援を実施する施設が3施設、その他の2施設を合わせた合計15の施設で構成されており、PT部署は診療所のリハビリテーション部に属している。職員も18職種200名以上在籍しており、日々の業務において多職種間での連携が必須となっている。

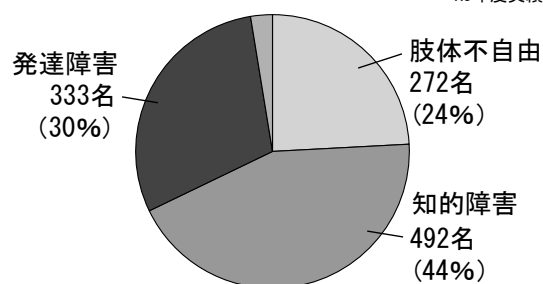
当センターの基本理念として、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、障害のある人達のそれぞれのライフステージに必要なサービスを提供するとともに、障害のある人達が地域社会の中でいきいきと生活できる支援を総合的に提供する」と掲げており、地域生活を支えることを重要視していることが確認できる。

### 【PT部署の概要】

リハビリテーション部はPT部署、作業療法部署（以下OT部署）、言語聴覚療法部署（以下ST部署）の3部署からなり、それぞれ7名の療法士が所属している。リハビリテーション部において個別リハビリテーション対象者数は1126名で、そのうち肢体不自由を主症状とするのは272名で全体の24%である（図1）。

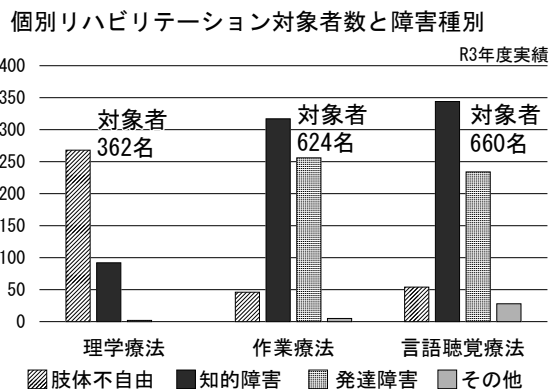
個別リハビリテーション対象者数と障害種別

R3年度実績



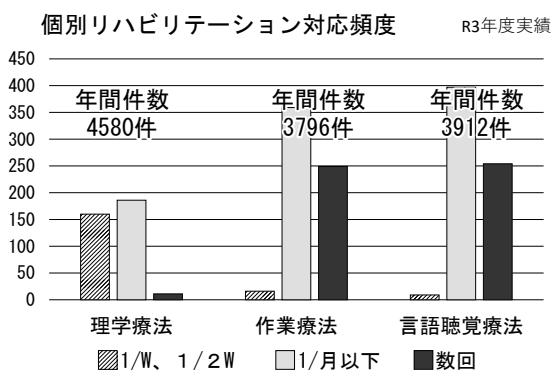
（図1）

部署別の個別リハビリテーション対象者数では、OT部署が624名、ST部署が660名なのに対し、PT部署が362名で半分程度である。障害種別の内訳ではPT部署のほとんどが肢体不自由であるのに対し、OT部署やST部署においては知的障害や発達障害が多い状況である（図2）。



(図 2)

個別リハビリテーションの実施頻度に関しては、PT 部署は週に 1 回や 2 週に 1 回の頻度で提供する割合が多いため、個別リハビリテーションの総実施件数は OT 部署や ST 部署と比べて多くなる。(図 3)。



(図 3)

以上の事から PT 部署の対象の中心となる障害種別は肢体不自由であり、OT 部署や ST 部署と比べると少ない対象者数に対し高い頻度で対応していることがわかる。

他にも PT 部署の対応の特徴として、個別リハビリテーションを就学以降も頻度を減らす形ではあるが、高校卒業の年度まで継続して提供している事があげられる。

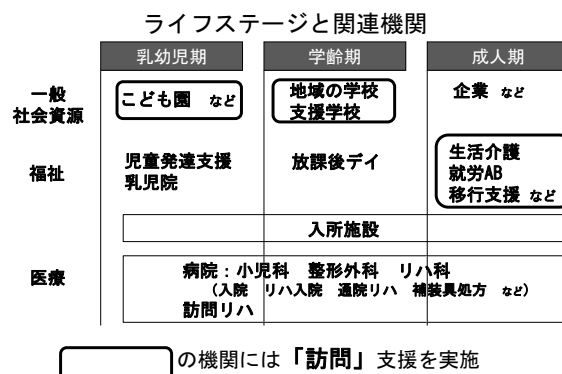
またそれに加え肢体不自由児では医療機関からの紹介がほとんどということもあり、初診までの待機時間を短くする対応を行っている。

肢体不自由児への支援において当センター内の他部署へのつなぎやセンター外の関連機関の窓口になることが非常に多く、コーディネーター業務が重要となっている。また学齢期も個別リハビリテーションを継続しているため、その生活圏に応じたセンター外の関連機関との情報共有も多い状況である。

### 【PT 部署における訪問支援】

当センターで訪問支援を行う際は、障害児等療育支援事業 1996 年(平成 8 年)に創設、2003 年(平成 15 年)支援費制度の実施に伴い一般財源化され現在も継続中)か、保育所等訪問支援事業(2012 年児童福祉法改正で創設)に基づいて実施している。

その訪問対象先もライフステージに沿って、地域の保育所・こども園から小中学校、特別支援学校、成人対象の福祉事業所等にも出向いて支援を行っている(図 4)。



(図 4)

保育所等訪問支援事業や個別支援に限った障害児等療育支援事業による訪問件数は、PT 部署とそれ以外の部署(OT 部署、ST 部署、保育部など)を比較するとほぼ同数であり、PT 部署の訪問件数は児童部内で多い傾向にある(図 5)。

障害児等療育支援事業と  
保育所等訪問支援事業の実施件数 (R4年度実績)

	PT部署	その他の部署
保育所等訪問支援	8件	11件
障害児等療育支援事業 (個別支援に限る)	41件	49件

(図 5)

その理由としては、PT 部署では個別リハビリテーションを実施していて地域の保育所・こども園や小学校等へ通っているすべての方に対して、訪問して保育所や学校で過ごしている様子を確認し、必要な助言等の支援ができることを案内していることが挙げられる。

次に保育所等訪問支援事業と障害児等療育支援事業（個別支援のみに限定）の実施件数を比較すると、障害児等療育支援事業での訪問が保育所等訪問支援事業の 4 倍以上多い状況である。これは PT 部署だけの傾向だけでなく児童部門全体の傾向でもある。

PT 部署において、幼児期のこども園等への訪問を 24 件、学齢期の小中学校への訪問を 18 件実施しながら保育所等訪問支援事業に発展しないのは、業務的な時間の制約だけではなく、受給者証を取得することや契約が必要など事務的な手続きの煩雑さにより、タイムリーに実施することが難しいことも一因である。また一度訪問して環境を把握し保育士や教師と顔つなぎができれば、保護者を通してある程度の支援が行えることも理由の一つと考えられる。

障害児等療育支援事業の訪問先に注目すると、学齢期の支援学校は 135 件、成人施設にも 113 件実施しており、学齢期以降も支援を展開している（図 6）。

障害児等療育支援事業における訪問先別件数 (R4年度実績)

	PT部署	その他の部署
こども園等	24件	個別26件 巡回27回67名
小中学校	18件	13件
支援学校	21回 135件	32回 272件
成人施設	40回 113件	6回 8件

※こども園（その他の部署の訪問）、支援学校、成人施設は個別訪問でなく、1回の訪問で複数名の支援を実施している

(図 6)

支援学校との連携は 20 年以上の歴史があり（市立書写養護学校）、PT 部署においては 2 週間に 1 回という高頻度で訪問支援を行っている。

成人期においては、ルネス花北理学療法士施設訪問事業を 2020 年（令和 2 年）より開始し 3 年が経過した。それまでは訪問先を総合福祉通園センター内の成人事業所のみに限っていたが、市内の全通所事業所に案内を送って事業を展開している。事業所の職員へ環境や介助方法、体操の方法をアドバイスする間接支援という形態で支援を行っている。

あらためて感じることは、当センターでは開設当初から「子育てを支える療育」を大切にし、セラピストは児童発達支援センターの保育場面に当たり前のように参加している。

その経験を通して訪問支援に必要なスキルである、「集団や生活場面でこどもを評価する力」や「医療職でない多職種とそれぞれの価値観を大切にしながら情報を交換し、助言する力」を日々の支援の中で積み重ねられており、質の高い訪問支援が実施できるよう努めている。

#### 【今後の課題】

2024 年（令和 6 年）の児童福祉法改正において「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーション機能

の強化」があげられている。前述したライフステージと関連機関の図4を見てもわかるように、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業との連携は実施出来ていない状況であるため、PT 部署における課題として検討する必要がある。ただ、「スーパーバイズ、コンサルテーション」と表現され児童発達支援センターは指導的立場である記述がされているが、一方向のみの支援でなくそれぞれの情報やノウハウが共有しやすくなるような方策が不可欠であると考えられる。

また職員配置及び組織運用の課題であるが、訪問支援専門の部署を設置し職員を配置すると効率よく業務が実施できると考えられる。ただ現在のPT 部署のスタッフは、「個別リハビリテーション」を実施しながら、実際の「生活場面」を訪問することができ、年数を重ねて担当することで加齢に伴う機能低下も含めた成長の過程を経験できる恵まれた状況にある。今の状況も、セラピストのスキルアップや感受性が高まるよい環境下にあると感じるため、効率よい業務運用と人材育成両面から考えていく必要もあると感じる。

本論文の要旨は、兵庫県理学療法士会こども障害支援部主催の理学療法士会員向け研修会「在宅障害児（者）の支援～通所施設における理学療法士の関わりについて」にて発表したものに加筆修正を加えたものである。